

社団法人日本表面科学会 支部規程

(総則)

第 1 条 社団法人日本表面科学会 (以下本会という) の事業を円滑に進めるために、定款に基づき本会に支部を置く。

第 2 条 本会支部の規程については、この規程の定めるところのほか、各支部名を冠した支部規程の定めるところによる。

(区域)

第 3 条 本会には、地域別により次の支部を置く。

- (1) 東北・北海道支部 北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県
- (2) 中部支部 静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、山梨県、長野県、富山県、石川県、福井県
- (3) 関西支部 滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県、岡山県、鳥取県、広島県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(構成)

第 4 条 各支部は、第 3 条に規定された地域内に在住または在職する本会会員をもって構成員とする。

(支部役員会)

第 5 条 支部役員は、支部長、副支部長、支部幹事、支部監査から構成される。支部役員会は、支部長、副支部長、支部幹事、及び担当理事によって構成される。

(支部役員の選出)

第 6 条 支部役員は、各支部の定める支部規程に基づいて選出し、支部長については会長がこれを委嘱する。

(支部役員の兼職)

第 7 条 支部役員は、本会本部の役員を兼ねることができる。

(支部役員の任期)

第 8 条 支部役員の任期は、各支部の定める支部規程に基づいて定める。

(支部役員の責務)

第 9 条 支部役員は、次の会務を担当する。

- (1) 支部長は、支部を代表し、支部の会務を総理し、担当理事と共同して理事会に対し責任を持つ。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある場合にはこれを代行する。
- (3) 支部幹事は、支部長を補佐し、支部の会務を掌理する。
- (4) 支部監査は、支部の会計を監査する。

(役員会)

第 1 0 条 支部役員会は、支部長が招集し、それ以外の役員会の召集請求に関しては、定款 2 0 条の定めに準ずるものとする。

- 2 役員会の定足数および議決数については、各支部の定める支部規程によるものとする。

(支部運営費)

第11条 支部の運営費には、毎会計年度(本部会計年度と同じ)の当初に本部総会によって定められた支部割当金をもってこれに充てる。なお支部は必要な事業を遂行するため、寄付金その他の収入を図ることができる。

(支部特定資産)

第12条 支部は、理事会の承認を経て、特定資産を設置することができる。

(事業計画, 収支予算)

第13条 支部長は、毎会計年度開始後すみやかに、年度事業計画および収支予算を担当理事を通して、会長に提出する。

(事業報告, 収支決算)

第14条 支部長は、毎会計年度終了後すみやかに、支部監査の承認を経て、事業報告および収支決算を、担当理事を通して会長に提出する。

(支部名を関した支部規程)

第15条 支部は、各支部名を冠した支部規程を制定することができる。ただし、支部において各支部名を冠した支部規程を制定し、もしくはそれを改廃したときには、支部長は担当理事を通して会長に報告する。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

付則 この規程は平成21年2月14日から施行し、平成21年2月14日から適用する。